

スポーツ庁委託事業

国内アンチ・ドーピング結果管理体制強化支援事業

オランダ等における アンチ・ドーピング結果管理の状況

独立した紛争解決機関と連携した結果管理体制

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2025/03/28

目次

第1	要旨	1
第2	事業の概要	3
1	事業名	3
2	目的	3
3	事業受託者	4
4	事業実施期間	4
第3	調査方法	5
1	調査の構成	5
2	調査の体制	5
3	調査対象国	5
4	調査内容	5
5	訪問面談調査及び実地調査	6
6	オンライン面談調査	6
第4	調査結果	7
1	はじめに	7
2	我が国の現状	7
3	オランダの状況	10
4	各会議等における状況	17
第5	日本への示唆	20
1	ドーピング仲裁人リストのあり方	20
2	仲裁人の専門性の向上	20
3	第一審レベルのリーガルエイドの創設	24
4	DXの導入	25
5	まとめ	25

作成者

小川 和茂（立教大学法学部・兼任講師）
恒石 直和（表参道総合法律事務所・弁護士）
杉山 翔一（Field・R 法律事務所・弁護士）

第1 要旨

国内アンチ・ドーピング結果管理体制強化支援事業（以下「本事業」という。）は、世界アンチ・ドーピング規程（WADC2021）及び国際基準のうち結果管理に関する国際基準（ISRM）の適用を踏まえた体制整備を進め、国内のアンチ・ドーピング結果管理体制の強化を目的として実施された事業である。

日本国内におけるアンチ・ドーピング規則違反事案は少ないものの、日本アンチ・ドーピング規律パネルや当機構の仲裁パネルの手続及び判断は、WADC2021 および ISRM に準拠し、他の聴聞パネルの裁定例との乖離を防ぐ必要がある。しかし、日本国内では、最新の知見の収集・蓄積が継続的に行われているとはいえず、また、結果管理に関する専門人材が不足している、という課題がある。そこで、本年度は、主たる調査対象国をオランダとして、オランダにおける国内アンチ・ドーピング機関である **Doping Authority Netherlands** や、オランダ国内の競技団体からの委託を受けて①訴追、②聴聞パネル及び③不服申立てパネルの機能を担っている **Instituut Sportrechtspraak** の活動を調査した。また、結果管理に関する国際基準においても言及のあるリーガルエイドや聴聞パネルに対する研修の状況、その他結果管理全般に関する他国における状況について把握するために、フィンランド及びニュージーランドの国内アンチ・ドーピング機関とも面談を行ったほか、聴聞パネルを運営する国際パラリンピック委員会（IPC）やニュージーランドの仲裁機関である **Sports Tribunal of New Zealand** との連絡や面談を試み、将来の仲裁人候補者やケースマネージャー候補者の研修プログラムの実施の可否について協議や検討を行った。さらに iNADO のワークショップ及び世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の **Annual Symposium** に参加し、WADA や他の国内アンチ・ドーピング機関における状況を調査した。

オランダでは、世界アンチ・ドーピング規程及び国際基準において想定される「国内アンチ・ドーピング機関」の機能である①ドーピング検査及び調査、②初期評価、③違反の疑いのある分析報告その他の通知、④アンチ・ドーピング規則違反の疑いのある者との間での結果管理合意の締結、⑤アンチ・ドーピング規則違反の疑いのある者の聴聞パネル手続での訴追のうち、①から④を **Doping Authority Netherlands** が担い、⑤を各競技団体が担っている点に特色が見られた。また、**Doping Authority Netherlands** は、アンチ・ドーピングの聴聞パネルにおける手続において、対審の当事者ではないものの、2011 年以降、当事者として事案についての詳細な意見書を出しており、これが聴聞パネルによる、WADC2021 や他国の聴聞パネルの裁定例に従った決定につながっている¹。

¹ 後述のとおり、スポーツ仲裁裁判所のデータベース上、**Doping Authority Netherlands** が当事者となる仲裁事案は 1 件しかなく、それも 2009 年に申立てがあった事案（2009/A/2012）である

また、オランダでは、アンチ・ドーピング規則違反の訴追や、Disciplinary Committee による決定については、各競技団体がその権限で行うことが求められているが、専門性や効率性の観点から、実務上、各競技団体が Instituut Sportrechtspraak に①アンチ・ドーピング規則違反の訴追、②聴聞パネル（第一審）の裁定、③不服申立パネル（第二審）の裁定の委託している。これにより、Instituut Sportrechtspraak に関与する Prosecutor や仲裁人が、それぞれの機能ごとに独立して、訴追や裁定に関わっていることがわかった。また、技術的・設備的な面に関し、Instituut Sportrechtspraak では、事件管理の DX 化を一定程度進めている一方で、審問の実施は全て対面で行っていることがわかった。

さらに、オランダでは、国内オリンピック委員会にあたる NOC-NSF が、アンチ・ドーピング規則違反の規律事案等に関し、弁護士費用の償還制度（リーガルエイド）を整えていた。オランダのリーガルエイドは、第一審、国内第二審、スポーツ仲裁裁判所のいずれの手続の費用も対象となり、金額の規模も他国と比べて大きいため、非常に充実したリーガルエイド制度を備えているといえる。

調査の過程で参加した本年度の iNADO ワークショップや WADA の 2025 Annual Symposium では、AI や IT の活用、教育、2027 年 Code 改訂、contamination（汚染）が主な関心事となった。特に AI や IT の活用に関する議論では、ペーパーレス化の課題やリソースの確保の課題が指摘されていた。また、WADA の 2025 Annual Symposium の会議中、WADA の Code 改訂チームに対し、ISRM の施行により日本ではドーピング紛争仲裁人候補者リストに掲載することのできる実務家が減っている問題について発問をしてみたが、WADA の Code 改訂チームの回答は、現時点では議論されていない、というものであった。

本調査の過程では、実地での面談調査先となった Doping Authority Netherlands 及び Instituut Sportrechtspraak に加えて、リーガルエイドの仕組みの実施情報を調査するために、オランダ以外の国内アンチ・ドーピング機関として、Finnish Center for Integrity in Sports、Sport Integrity Commission New Zealand に対する面談調査を行った。また、聴聞パネルを運営する機関である国際パラリンピック委員会、Sports Tribunal of New Zealand とも連絡・協議の場を持ち、将来的な派遣研修先としての受入可能性について協議を開始した。本年度の調査結果も踏まえて、これらの派遣研修の候補機関との協議を進めていくことが期待される。

第2 事業の概要

1 事業名

国内アンチ・ドーピング結果管理体制強化支援事業

2 目的

本事業の目的として、事業計画における記載を再掲する。

【現状】

現在のアンチ・ドーピング活動は、令和3年1月1日より施行されている世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADC」という。令和3年1月1日より施行されているWADCを「WADC2021」という。）及びこれに付随する8つの国際基準（International Standard、以下「IS」という。）に準拠して、実施されている。

我が国では国内アンチ・ドーピング機関である公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）によるアスリートへの教育啓発活動が奏功し、アンチ・ドーピング規則違反（以下「ADRV」という。）事案数は少ない。またWADC2021では、「合意に基づく決定」の制度が積極的に活用がなされるようになった。そのため、日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）が、ADRVに対する制裁を決定した裁定数は少ない。また、規律パネルの裁定に対する不服申立ては公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができるが、不服申立ての件数は極めて少ない（令和5年度は、3月10日現在で1件の不服申立てであった。）。

またWADC2021への改訂に併せて、結果管理に関する国際基準（IS for Result Management。以下「ISRM」という。）及び教育に関する国際基準（IS for Education）の2つの国際基準が追加された。

ISRMの導入は、ADRVがあったのかどうか、ADRVがあったとすれば課される制裁はどのようなものとなるのかなどを決定する結果管理手続に影響（仲裁機関は対応のために仲裁規則や仲裁人候補者リストの改定・新設を行った。）を与えた。

【課題】

我が国におけるADRV件数は極めて少ないものの、アンチ・ドーピング活動は世界的に共通の規則であるWADC2021及びISに準拠してなされなければならない。特に結果管理の過程は、ISRMに準拠することはもちろんのことWADC2021の解釈適用を行った各国の裁定例との乖離があってはならない。

結果管理の質の向上及び人材の継続的な育成のためには、最新の情報・知見を収集・蓄積し、これらを展開する必要があるが、継続的かつ十分にはこれらのことができていない。また、我が国においては、結果管理に関する人材がそもそも少ないため、新規に発掘することも必要である。

以上のような我が国の状況を改善するためには、（1）海外派遣研修、（2）諸外国

の最新のドーピング紛争事例等の調査研究、及び（３）派遣研修で得た知見及び調査研究結果の情報発信を継続的に実施することが必要となる。

【本事業により期待される成果】

（１）海外派遣研修では、WADC2021 及び ISRM に準拠した結果管理の手続面及び実務面の知見の獲得が期待でき、かつ、結果管理に関連する海外の機関とのネットワーク構築も見込まれる。ある程度アンチ・ドーピング規則や結果管理手続についての知見を有する者を派遣することで更なる成果が期待できる。

（２）諸外国の最新のドーピング紛争事例等の調査研究からは、WADC2021 及び ISRM の具体的な解釈・適用といった実体面での最新の知見の習得が期待できる。また、これまでのアンチ・ドーピング仲裁などの裁定例に関する知見を有する者、海外派遣対象者、まだ十分な知見及び経験を有していない者をオブザーバーとしてこの調査研究に携わらせることによって、アンチ・ドーピング規則に関する知識の底上げを図ることができる。また、海外派遣者にとっては、より効率的な海外派遣研修とすることができる。

（３）情報発信では、（１）及び（２）の成果を広くスポーツ仲裁やアンチ・ドーピング活動に携わっている者に展開することによって、国内の結果管理体制の強化を図ることが可能となる。

3 事業受託者

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

4 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで。

第3 調査方法

1 調査の構成

本調査は、目的に掲げた海外派遣研修及び諸外国の最新のドーピング紛争事例等の調査研究の実践として、以下の3つから構成される（重複する場合もある。）。

- ① 文献調査：文献資料・公開資料の調査
- ② ヒアリング調査：調査対象機関に対する面談の実施
- ③ 実地調査：調査対象機関の見学やカンファレンス等への参加

2 調査の体制

本調査は、以下の者を担当者として行った。

小川 和茂（立教大学法学部・兼任講師）

恒石 直和（表参道総合法律事務所・弁護士）

杉山 翔一（Field・R 法律事務所・弁護士）

3 調査対象国

本年度の主たる調査対象国は、オランダである。

オランダの国内アンチ・ドーピング機関である Doping Authority Netherlands は、アンチ・ドーピング規則違反にかかる仲裁判断のデータベースサイト（doping.nl）を運営するなど、アンチ・ドーピングの中でも結果管理に関わる情報の国際的な発信・提供に努めている。データベースサイトに情報として入力される仲裁判断の検索方法その他の知見がどのように結果管理（仲裁人に対する教育を含む）に活かされているかを調べるため、今年度的主たる調査国として、オランダを選定した。また、オランダにおける結果管理において重要な役割を担っている Instituut Sportrechtspraak は、訴追の段階から役割を担う一方、独立した部門による紛争解決の役割も担うというユニークな機能を有していることから、オランダを選定した。

加えて、リーガルエイドの執行状況及び将来の研修先の検討のため、フィンランド、ニュージーランド、国際パラリンピック委員会にも連絡をとったほか、広く他国や WADA での状況を調べるため、WADA の 2025 Annual Symposium 及び iNADO のワークショップにも参加した。

4 調査内容

調査対象の項目は、以下である。

- ① アンチ・ドーピング関連法令
- ② 国内アンチ・ドーピング機関の活動状況
- ③ 訴追段階の手続
- ④ 第一審聴聞パネルの手続

- ⑤ 不服申立てパネルの手続
- ⑥ リーガルエイド等アスリートの支援手続の有無

5 訪問面談調査及び実地調査

本調査において行った、訪問による面談調査及び実地における調査は以下のとおりである。

- (1) 2025 年 1 月 22 日 (水) Doping Authority Netherlands との面談
- (2) 2025 年 3 月 17 日 (月) iNADO ワークショップへの参加
- (3) 2025 年 3 月 18 日 (火) ～19 日 (水) WADA 2025 Annual Symposium への参加
- (4) 2025 年 3 月 21 日 (金) Instituut Sportrechtspraak との面談

6 オンライン面談調査

本調査において行った、オンライン面談による調査は以下のとおりである。

- (1) 2025 年 2 月 17 日 (月) Finnish Center for Integrity in Sports との面談
- (2) 2025 年 3 月 11 日 (火) NOC-NSF – Safe Sport Center 部門との面談
- (3) 2025 年 3 月 11 日 (火) Sport Integrity Commission New Zealand との面談
- (4) 2025 年 3 月 25 日 (火) Sports Tribunal of New Zealand との面談

第4 調査結果

1 はじめに

WADA が、2021 年 1 月 1 日付「結果管理に関する国際基準」(ISRM) を施行し²、各国のアンチ・ドーピング結果管理（違反の疑いのある分析報告その他の初期通知の段階から第二審の仲裁判断の通知までのプロセス）は、結果管理に関する国際基準に従って行われることになった。

結果管理に関する国際基準の不遵守は、必ずしも、アンチ・ドーピングの訴追や裁定手続を無効とするものではないものの、日本アンチ・ドーピング規程に基づき設置された第二審の裁定機関の立場にある JSAA としては、2021 年 1 月 1 日付で結果管理に関する国際基準を踏まえて改定された日本アンチ・ドーピング規程に従った仲裁規則及び仲裁人制度を整える必要が生じた。

2 我が国の現状

(1) 結果管理に関する国際基準の制定

2021 年 1 月 1 日以前、世界アンチ・ドーピング規程その他の関連規則には、違反の疑いのある分析報告その他の初期通知の段階から第二審の仲裁判断の通知までのプロセスに関する国際基準は存在せず、WADA が公表していた「Results Management, Hearings and Decisions Guidelines」というガイドラインがあるだけであった³。

2017 年 12 月に始まった 2021 年 Code 改定の 1st コンサルテーションプロセスにおいて、違反の疑いのある分析報告その他の初期通知の段階から第二審の仲裁判断の通知までのプロセスに関する明確さがなく、アンチ・ドーピング機関任せになっていることの問題を指摘する意見が提出されたことを受け⁴、2018 年 11 月に新たに ISRM が策定されることが決定された。その後、2018 年 12 月 10 日から 2019 年 3 月 4 日までの 1 回目の意見聴取、2019 年 5 月 27 日から 7 月 8 日までの 2 回目の意見聴取を経て、2019 年 11 月 7 日のポーランド・Katowice の WADA Executive Committee で、現行の結果管理に関する国際基準が最初に採択、承認された。

結果管理に関する国際基準の制定を受け、NADO が制定するアンチ・ドーピング規則のモデル・ルールにおいても、聴聞パネル及び不服申立パネルに関する規定に新たな変更が追記された⁵。

² WADA, International Standard for Result Management, https://www.wada-ama.org/sites/default/files/2023-01/international_standard_isrm_-_a_bp_update_2023_final_0.pdf (2025.3.31 アクセス)

³ WADA, *Results Management, Hearings and Decisions Guidelines*. 2014.10

⁴ WADA, *2021 Code Review - First Consultation: Questions to Discuss and Consider*, 2018.06

⁵ 2021 Model Rules for National Anti-Doping Organizations 2021 Model Rules for

さらに、WADA は、結果管理に関する国際基準の具体的な運用を補助するため、結果管理に関する国際基準のガイドラインを公表している⁶。

(2) 結果管理に関する国際基準の主な内容

ア 専門性の要件化

結果管理に関する国際基準において、聴聞パネルのメンバーのリストへの任命は、法的な、スポーツの、医学的な及び／又は科学的な知見を含む、アンチ・ドーピングの経験に基づいて行われなければならないことになった。また、リストのすべてのメンバーが 2 年以上の期間について任命されることが定められた（以上いずれも ISRM 第 8.2 項）。

イ 法的支援（リーガルエイド）の仕組みの確立の推奨

結果管理に関する国際基準においては、聴聞手続は、アクセス可能かつ経済的に利用しやすい価格設定であるものとするのが定められている（ISRM 第 8.8 項 b)）。また、この第 8.8 項 c)には、「手続費用（もしあれば）は、責任追及された人による聴聞の利用を妨げない水準で設定されるものとする。必要な場合、結果管理機関及び／又は関連する聴聞パネルは、その利用容易性を確保するために、法的支援の仕組みを確立することを検討すべきである」との解説が付されており、アスリートらの聴聞手続へのアクセスを保障するために、法的支援（リーガルエイド）の仕組みの確立が推奨されることになった。

ウ 適時性

結果管理に関する国際基準においては、公平かつ効果的なスポーツの正義のために、アンチ・ドーピング規則違反は適時に責任追及されるべきことが定められ、複雑な事案等を除き、通知から 6 ヶ月以内に、結果管理を終了できるようにすべきことが定められた（ISRM 第 4.2 項）。

但し、この第 4.2 項の解説には、「6 ヶ月の期間はガイドラインであり、重度の及び／又は反復的な不履行の場合のみ結果管理機関の遵守の観点から措置につながる場合がある」との記載がなされ、「6 ヶ月以内」との定めには、法的拘束力はないことが強調されている。

(3) JSAA が行った結果管理に関する国際基準発行後の対応

National Anti-Doping Organizations,
https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2021_wada_nado_model_rules_-_v.2.doc_.docx (2025.03.31 アクセス)

⁶ WADA, Guidelines for the 2021 International Standard for Results Management (ISRM),

https://www.wada-ama.org/sites/default/files/2023-01/2023.01.18_-_results_management_guidelines_-_amended_version.pdf (2025.03.31 アクセス)

ア 改正の概要

上記の結果管理に関する国際基準の発行を受け、JSAA は、2021 年 1 月 1 日付けで、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則を改正した⁷。

イ ドーピング仲裁人リストの制定

JSAA が行った主な改正は、ドーピング仲裁人リストの制定である⁸。JSAA は、2021 年 1 月 1 日のドーピング仲裁規則の改正に際して、あらたにドーピング紛争専門の仲裁人候補者リスト（上限 30 名）を策定することとした（ドーピング仲裁規則第 23 条 4 項）。

なお、当該取り組みは、NADO の連携や情報提供を目的とする iNADO によって、グッド・プラクティスとして紹介されている⁹。

ウ その他

JSAA は、手続費用の支援に関する規則を制定しており、1 事案について 1 当事者あたり、最大で 30 万円（税別途）の支援金を受けられることが規定されている¹⁰。

他方で、わが国においては、第一審にあたる日本アンチ・ドーピング規律パネルの段階で利用できる法的支援（リーガルエイド）がない状況である。

（4）履行状況

2025 年 1 月 1 日現在で、2021 年 1 月 1 日施行の世界アンチ・ドーピング規程及び結果管理に関する国際基準の施行から 4 年が経過したが、当該 4 年間で、係属した事案は 2 件にとどまり¹¹、仲裁人リスト 30 名のうち、2021 年 1 月 1 日施行の世界アンチ・ドーピング規程下の事案を経験した仲裁人候補者は 6 人にとどまっている¹²。

また、最新の世界アンチ・ドーピング規程の施行後である 2021 年度から 2023 年度の我が国おける第一審規律レベルの事案は、違反が認められ公表されている限り

⁷ JSAA、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則改正について、https://www.jsaa.jp/release/2020/0107_2.html（2025.03.31 アクセス）

⁸ JSAA、ドーピング紛争仲裁人候補者リスト（2024 年 9 月現在）、https://www.jsaa.jp/doc/dp_02.pdf（2025.03.31 アクセス）

⁹ iNADO, Good Governance Practices of JADA×JSAA (2022 年 9 月 5 日)

¹⁰ JSAA、手続費用の支援に関する規則、https://www.jsaa.jp/sportsrule/rule6_170401.pdf（2025.03.31 アクセス）

¹¹ JSAA-DP-2023-001 号仲裁事案、<https://www.jsaa.jp/award/pdf/DP/DP-2023-001.pdf>（2025.03.31 アクセス）；JSAA-DP-2023-001 号仲裁事案、

<https://www.jsaa.jp/award/pdf/DP/DP-2024-001.pdf>（2025.03.31 アクセス）

¹² 前掲注）11

で 12 件であるところ¹³、我が国には、結果管理に関する国際基準で推奨されている一ガルエイドの制度がないことから、12 件の事案において、必ずしも、アンチ・ドーピングにかかる専門家にアクセスする権利が保障されていない、という問題も残されている。

3 オランダの状況

(1) オランダのアンチ・ドーピング活動の歴史

オランダでは、後述する **Doping Authority Netherlands**（以下、本章において「**DAN**」という。）の前身となる団体が 1989 年に設立された。すなわち、オランダにおける **DAN** の前身となる団体の活動は、欧州評議会が **Anti-Doping Convention**¹⁴ を策定・施行したり、1999 年に **WADA** が設立されたりする以前から、アンチ・ドーピング活動が行われている。

その後、オランダは、1995 年に **Anti-Doping Convention** を国内で採択、施行している¹⁵。

(2) アンチ・ドーピング関連法令

オランダには、2019 年 1 月 1 日に施行された **Anti-Doping Policy Implementation Act**（以下「アンチ・ドーピング政策実践法」という。）というアンチ・ドーピング関連法令が制定されている。このアンチ・ドーピング政策実践法は、**DAN** の設置根拠（第 4 条）が定めており、これにより、**DAN** は国内において、同法に基づく行政機関として位置づけられている。

アンチ・ドーピング政策実践法は、**DAN** の権限として、検体採取（第 6 条第 1 項 d）やアンチ・ドーピング規律手続きに参加すること（第 6 条第 1 項 f）、個人データを処理すること（第 6 条第 2 項）、行政機関や **WADA** 等との情報交換（第 12 条）などを定めているが、**DAN** に対し強制捜査権限を与えるものではない。

(3) アンチ・ドーピングの関連当事者

ア 国内オリンピック委員会

¹³ 2023-014 事件、2023-012 事件、2023-013 事件、2023-007 事件、2023-006 事件、2023-009 事件、2023-008 事件、2023-005 事件、2023-003 事件、2022-003 事件、2022-001 事件、2021-001 事件

¹⁴ **Anti-Doping Convention** (ETS No. 135), adopted in 1989,
<https://rm.coe.int/168007b0e0>

¹⁵ Chart of signatures and ratifications of Treaty 135,
<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=135>
(2025.03.31 アクセス)

オランダにおける国内オリンピック委員会は、NOC・NSFである。オランダでは、合計で68の国内競技団体が加盟している。

後述するとおり、NOC・NSFは、アンチ・ドーピングの第一審聴聞パネルの際に使用できるリーガルエイドを提供している。

また、後述するISRにおける大多数の事件を占めるセクシャルハラスメントや虐待その他の違反の通報を受け付けるセーフスポーツセンター部門を運営している。なお、現在、オランダ国内では、NOC・NSFのセーフスポーツセンター部門を、同団体から独立させることも検討されている。

イ 中央競技団体

オランダでは、各中央競技団体が団体自治として、当該団体に登録しまたは当該団体と契約をする競技者や指導者等に対する規律権限を有している。この規律権限の履行のため、各中央競技団体は、倫理規程その他の規則を施行しており、この中には、アンチ・ドーピング規則違反に対する規律権限を定めるアンチ・ドーピング規則も含まれている。後述するとおり、現在では、多くの団体が、アンチ・ドーピング規則違反に対する裁定権限をISRに委託しているため、各中央競技団体は、そのほとんどがISRが定めているモデルアンチ・ドーピング規則(NDR)を採用している。そのため、各中央競技団体のアンチ・ドーピング規則の内容は、ほぼ同一になっている。

各中央競技団体は、後述するとおり、アンチ・ドーピング規律手続において、Doping Authority からアンチ・ドーピング規則違反の一件書類を受け取った上で、アスリートその他の者を訴追する役割を担っている。

なお、オランダには、日本の中央競技団体と都道府県・市町村レベルの地方競技団体の関係のような都道府県・市町村レベルの競技団体はなく、中央競技団体の内部機関としての地方委員会がある程度とのことであった。

ウ Doping Authority Netherlands

Doping Authority Netherlands (DAN) は、オランダにおける国内アンチ・ドーピング機関であり、1989年にその前身となる団体が設立された。

アンチ・ドーピング政策実践法が同団体の設置根拠となっているため、同法が施行された2019年1月1日に設立された。以後、オランダにおいて、DANは、行政機関として位置づけられている。

DANは、アンチ・ドーピング活動において、ドーピング検査及び調査並びに教育等を担当している。また、DANは、結果管理のプロセスの中では、初期評価、違反の疑いのある分析報告その他の通知、結果管理合意の交渉、締結等を担当している。すなわち、DANは、結果管理のうち聴聞パネルの手続きの前段階を担当している。また、DAN(ここでは2019年1月1日以前の前身となる団体も含む概念として用いている)は、聴聞パネルの手続において、2011年以降、対審の当事者で

はないものの、手続の「当事者」として関わり、手続の中で、アンチ・ドーピング規則の適用についての意見（課すべき制裁を含む）を述べる役割を担っている。

エ Instituut Sportrechtspraak (ISR)

(ア) 設立の概要

2003年に設立された、NOC・NSCや中央競技団体からは独立した団体である。元々は、リソースをもたない小規模のスポーツ団体に代わって規律手続を行うにすぎず、アンチ・ドーピングの事案も少なかったが、現在では、86の競技団体と協定を結び、13人の従業員と120人の外部専門家を擁し、独立した各部門において、アンチ・ドーピングの訴追、第一審聴聞パネル、国内レベルの競技者に対し不服申立てパネルのサービスを提供している。

現在の各サービス部門の構成としては、Prosecutorが12人、Investigatorが25人、仲裁人が60人であり、多様性確保のため、裁判官、弁護士、ソリシタといった法律家の他に、行動科学者や元アスリートもいる。なお、調査及び訴追を担当する部門と仲裁と担当する部門とでは、相互に区別されており独立性が保たれている。

また、これらのパネルのメンバーは、ISRに加盟しているスポーツ連盟の役職（理事）に就くことはできない。

(イ) Prosecutor 部門

オランダでは、違反の疑いのある事案の訴追を行う役割は第一義的には競技団体が負っているが、競技団体は、専門性の観点から、アンチ・ドーピングの訴追をISRのProsecutorに委託している。このISRのProsecutor部門は、ISRの聴聞パネル部門から独立している。

ISRは、DANから一件書類を受け取り、当該事案を第一審聴聞パネルに付託する。ProsecutorはDANから事件が移送された後に選手を訴追しないという裁量権を有しておらず、必ず訴追することになる。

(ウ) 第一審聴聞パネル部門

オランダでは、わが国の日本アンチ・ドーピング規律パネルのような統一的・競技横断的な第一審聴聞パネルはなく、各競技団体の規律委員会が、アンチ・ドーピング規則違反を裁定する役割を担っている¹⁶。もっとも、各競技団体は、ISRが公表する国内ドーピング規則（NDR）の規則を採択しており、これに従って、ISRのDisciplinary Committeeを、当該団体におけるアンチ・ドーピング規則違反を裁定機関として位置づけている。したがって、オランダにおいては、実質上、ISRが統一的に第一審の聴聞パネルの役割を果たしているといえる。

(エ) 不服申立てパネル部門

¹⁶ <https://rm.coe.int/adq-report-2021-netherlands-en/1680ab46ae>

オランダでは、不服申立パネルを設置する責任も第一義的に競技団体が負うのが原則である。もっとも、上記と同様に、各競技団体が ISR が公表するアンチ・ドーピング規則を採択しているため、当該競技団体においては、国際レベルではないアスリートの不服申立ては、独立の部門として設置された ISR の不服申立パネルに係属する。

(オ) その他の機能

ISR が取り扱う事案全体のうち、アンチ・ドーピング事案の割合は少数であり、98%の事案は、セクシャルハラスメント、虐待その他の違反の事案である。これは、オランダにおいても、他国と同様にスポーツにおける性的虐待の防止等が問題となったため、2017 年以降、政府の資金拠出の増加を受けて、ISR がセクシャルハラスメント、虐待事案を取り扱うことになったからである。ISR は、この資金拠出を経て、オフィスや人員を拡大したとのことであった。

オランダにおいては、ISR という訴追部門と Disciplinary Committee 部門を持つ、競技団体から独立した団体がアンチ・ドーピングの文脈等で存在したため、セクシャルハラスメントその他の虐待事案においても、アンチ・ドーピングの文脈等で存在する独立団体を活用している点で、ISR の独立第三者による紛争解決サービスの仕組みが有効に活用されていると評価できる。

オ Court of Arbitration for Sport (スポーツ仲裁裁判所)

ISR の Disciplinary Committee が行った決定が、Professional (国際レベルの) アスリートを対象とする場合、ISR の Disciplinary Committee が行った決定の不服申立て先は、Court of Arbitration for Sport (スポーツ仲裁裁判所) となる。

カ National Doping Regulations Appeals Committee

National Doping Regulations Appeals Committee は、オランダにおける Anti-Doping Implementation Act 上の不服申立機関である。この Committee は、WADC 上の機関ではない。

過去に、National Doping Regulations Appeals Committee に申立がされた例は、0 件である。

(4) 結果管理 (訴追段階)

オランダにおいて、アンチ・ドーピングの検査や居場所情報提供義務違反の確認等の初期評価は、DAN が行っている。DAN は、違反の疑いのある分析報告や 3 回の居場所情報提供義務関連違反等の報告を確認した場合、当該報告を受けたアスリートらと結果管理合意ができるかを試みることがある。

仮に、和解ができない場合、DAN は、当該アスリートらの一件書類をすべて ISR に送付し、ISR の Prosecutor が、アンチ・ドーピング規律手続の手続遂行を行う。なお、上述のとおり、ISR の Prosecutor は、当該事案を義務的に聴聞パネルに付託

する。

(5) 結果管理（聴聞パネル段階）

ISR の Prosecutor によって訴追された事案は、前述のとおり独立性が担保された ISR の Disciplinary Committee の聴聞を受ける。

聴聞においては、ISR の Prosecutor が競技団体の立場から、アスリート等を訴追する。これに対し、オランダでは、アンチ・ドーピングの聴聞手続において、アスリート側に弁護士が就いた上での代理活動が行われるのが通常ということであった。

この聴聞手続において、DAN は、対審の当事者ではないものの、当該手続の一当事者として位置づけられており、2011 年からは、Disciplinary Committee に対して意見書を提出して、アンチ・ドーピング規則の適用に関する意見を提出することができるようになった。

審問は、ISR のオフィスで開催され、非公開である。ウェブなどのリモートによる審問は現在のところ利用されておらず、全てインパーソンでの審問とのことだった（調査段階では web の利用もあり得る。）。また審問用の特別の設備を準備しているというわけではなく、会議室（訪問の際の会議においても利用した）において適宜机や椅子を並べ、審問に用いていた。

審問から 4 週間後に、Disciplinary Committee の決定が下される。決定がくだされた後は、Professional（国際レベルの）の競技者は CAS に、そうでない競技者は、ISR の Appeal Committee に上訴が可能である¹⁷。

なお ISR では、Legisway という紛争事件管理用システムを利用して、事案の管理を行っている。

訪問した際、実際に事件の送付を受けてからのシステム操作のデモンストレーションを見せてもらった。

事件の送付を受けると、システム上にフォルダを新設して事件番号を振り、そこに各当事者からメールで送られてくる書面や証拠のデータを順次格納していくとともに、進行状況も記録していく。こうすることで、各事件の現状を一覧することができるとともに、各事件の書面や資料にワンクリックでアクセスしたり、審理日数などの各種データをエクセルに出力したりすることができる。

なお、他にも書面や証拠の提出までシステム上で行うことができるサービスも選択肢としてはあり得るようであったが、上記の Legisway で十分機能しているとのことだった。また、情報管理として、DocuSign というソフトウェアを運用している他、メールについても保護（secure）されたものを利用している。

¹⁷ なお、本書作成日現在、CAS のデータベース上、DAN が当事者となった CAS 仲裁事件は、2009 年に申立てがあった 1 件のみであった。

(6) リーガルエイド

ア オランダの状況

オランダでは、NOC が、アスリートが負担した弁護士費用等を事後の申請によって償還する制度を提供している。これは、アスリートがバイオロジカル・パスポートの事案で、アスリートが無実を証明したが、多額の弁護士費用がかかったことを踏まえて創設された制度である。

当該制度の対象になるのは、アンチ・ドーピング規則違反や Match Fixing の規則違反の疑い事案である。第一審、第二審（CAS を含む）の手続が全て対象になる¹⁸。

対象となる金額は、弁護士費用の上限が 45,000 EUR、証人等の召喚にかかる費用 145,000 EUR である¹⁹。

イ 他国の状況

(ア) フィンランド

フィンランドでは、Finnish Center for Integrity in Sports が、アスリート側が 100 EUR を支払うことで、登録している弁護士の代理を受けることができるプロボノ弁護士制度を運用している。なお、Finnish Center for Integrity in Sports は、当該弁護士に対し、弁護士費用の上限として 600 EUR を支払っている、とのことであった。

フィンランドでは、年間 6 件程度、第一審レベルの規律事案があるところ、その 50%の事案で、プロボノ弁護士制度が利用されている。

アスリート側にプロボノ弁護士が就くことで、手続の長期化等の弊害はあるが、公正な裁判、武器対等を保障するというメリットがある。

(イ) ニュージーランド

Sport Integrity Commission New Zealand が運営するニュージーランドにおけるリーガルエイドは、アンチ・ドーピング規則違反の疑いに直面した競技者とアスリートサポートパーソンが第一審規律パネルの手続においてのみ利用できる制度である²⁰。

¹⁸ NOC-NSF, Bijdrage in de Kosten rechtskundige hulp voor Topsporters ten behoeve van Doping- en Matchfixingzaken (ドーピング及び八百長事件におけるトープアスリートのリーガルエイドの提供について)

¹⁹ 前掲注・18

²⁰ Legal support fund policy, <https://sportintegrity.nz/assets/corporate-documents-and-legislation/policies/legal-suppo>

Sport Integrity Commission New Zealand は、競技者に対し、返還不要の 2,000NZ ドルを提供し、競技者は、これによって、規律手続の初期段階から、今後どのように手続が進むのか、競技者等としてどのような選択肢があるのかについての法的助言を受けることができる。Sport Integrity Commission New Zealand においては、制度開始後、90%のケースで、リーガルエイドが使われている。

制度導入により、競技者らに弁護士へのイニシャルアドバイスを求めるアクセスが保障されたことは大きな意義があるが、弁護士代理人が就くことで、アンチ・ドーピング規律手続が複雑化したり、長期化するデメリットもある。

(表) オランダ・フィンランド・ニュージーランドのリーガルエイドシステム比較

	オランダ	フィンランド	ニュージーランド
制度実施主体の属性	NOC	NADO	NADO
予算提供先	(調査未了)	教育文化省から提供	NADO
利用段階	第一審規律手続から第二審手続(CASを含む)	第一審規律手続	第一審規律手続
提供内容	弁護士費用や証人費用の事後的な返還	プロボノ弁護士の提供	弁護士費用の補助の提供
金額	弁護士費用の返還上限が 45,000EUR ・証人等の召喚にかかる費用の返還上限 145,000EUR	-	2,000 NZD
アスリートの負担	1,000EUR の自己負担金	100EUR	なし

(7) 小括

以上のとおり、オランダでは、競技団体の訴追や Disciplinary Committee の専門性を補うため、ISR という独立の団体が、訴追、聴聞、不服申立てにおいて、紛争解決サービスを提供している点に特色がみられた。また、オランダでは、国内アンチ・ドーピング機関である DAN が訴追手続において、対審の当事者ではないものの、意見書を提出することで、ドーピング規律事件における Disciplinary Committee の決定の質

rt-fund-policy-commission.pdf; Legal Assistance Panel.
<https://sportstribunal.org.nz/legal-assistance/> (2025.03.18 アクセス)

を向上させていることがわかった。さらに、オランダでは、国内オリンピック委員会にあたる NOC・NSF が、手続の段階を問わず、弁護士費用等を償還するリーガルエイド制度を構築していることがわかった。

4 各会議等における状況

(1) iNADO 2025 ワークショップ

2025 年度の iNADO ワークショップは”Unolock the Future of Anti-Doping Exploring Innovation, Collaboration, and Best Practices” (アンチ・ドーピングの未来を解き明かす、イノベーション、コラボレーション及びベストプラクティスの探求) と題して行われた。

複数のセッションが行われ、その内容は多岐にわたったが、概ね、AI や IT の活用、教育、2027 年コード改訂の動向及びコンタミネーションについての強い興味・関心が窺われた。

したがって話の内容は比較的、結果管理よりも前、すなわち検査の実施までの間の事柄に関するものになりがちであったものの、その中で結果管理にも関連するものとしては、IT の導入・デジタル化が挙げられる。

これについても話の中心はドーピングコントロールの場面におけるものではあったが、ドーピングコントロールにおける各種手続や結果の保存がデジタル化・ペーパーレス化すれば、当然、それに引き続く手続きである結果管理においても、デジタル化・ペーパーレス化に対応せざるを得ない部分が出てくる。

この点、当該セッションにおいてはペーパーレス化ないし DX 導入の際における失敗を避ける視点 (パネリストの実体験に基づく反省) として、必要なリソースの特定と確保、既存のプロセスのうちデジタル化する必要のある部分の特定、現場のスタッフを巻き込むこと及び単発的な中途半端な導入に終わらすことなく継続的なものとすることが挙げられていた。

すなわち、多くの NADO は比較的小規模な組織であることが多く、必ずしもペーパーレス化するに際して必要なリソースが備わっているとは限らない。そのため、ペーパーレス化に際して必要なノウハウやリソースが何であり、それが組織内に存在しているのかどうか、誰が担うのかといったことをまず、明確にする必要がある。

また併せて、既存のプロセスを全て、単純にデジタルに置き換えるのではなく、具体的にどのプロセスにおいてペーパーレス化が必要なのかについても検討・特定することが重要である。こうすることにより、一見素晴らしく見える新しい技術を闇雲に取り入れるということを避けることができる。

その上で、人間はどうしても変化を嫌うものであることに鑑み、単にトップダウンでデジタル化を決めて指示するだけではなく、デジタル化に実際に対応することとなる現場のスタッフを巻き込んで行う必要がある。

そして、デジタル化は継続的な対応、すなわち定期的な更新やそれに伴うコストの投入、知見のアップデートを要するものであるから、デジタル化のプロジェクトを単発のものと捉えて中途半端なものになってしまうことを避けるようにしなければならない。

次項の WADA においてもデジタル化は主要なテーマの一つとして取り上げられており、我が国を含む各国において、結果管理を担う各機関もデジタル化に対応していかなければならないのは間違いの無いものと思われる。その際、これらの視点は参考になるものと思われた。

また、結果管理自体をテーマとしたセッションではないが、結果管理に関連する事柄についてのやりとりとして、2027年コード改訂に関するセッションの際、次のようなものがあった。すなわち、ブラジルの関係者が質疑応答の際、規律パネルの NADO からの独立性に腐心しているという文脈の中で、独立性を徹底した結果、規律パネルの判断が NADO の考え方に反するものになることがありうるが（例えば、NADO としては4年の資格停止が妥当と考えるケースにおいて、規律パネルは2年と判断することがありうる。）、これを WADA が不服として CAS に上訴した場合（前述の例において WADA は4年が妥当と判断して上訴する場合。）、WADA と同一の考えを持ち、かつ独立した当該規律パネルの判断に対する責任も無いはずの NADO が、当該上訴審において相手方の立場に立たされることとなるが、不合理ではないかという発言をし、他の多くの参加者の拍手による賛同を得ていた。

当然、当該 NADO は上訴審において WADA の主張に賛同を表明することは可能だが、なお、コスト負担の点において不利益を被る余地が残り、確かに上記発言は合理性があるように思われる。多数の拍手による賛同があったことから、他の NADO も共通の問題意識を持っていることが窺われ、この点今後改訂等の検討の対象となることもあり得るように思われる。

（2）WADA 2025 Annual Symposium

本シンポジウムにおいても、2027 年コード改訂、先端技術の取り入れ、コンタミネーションがテーマとして取り上げられたほか、第三者機関等との連携、通報者（whistleblower）の保護及び未成年者アスリート等の保護といったものが取り上げられたが、やはり総じて、教育及びドーピングコントロールに比重が置かれていると感じられた。

その中で結果管理に関係するものとしては、規則違反の公表についての議論が挙げられる。

すなわち、規則違反の公表の趣旨としては、手続・制度の透明性が挙げられるが、他方で、当該違反を公表されたアスリートの立場からみると、過失の有無・程度が必ずしも注目されず、仮に過失が無いような場合であっても、レピュテーションの著し

い毀損を招きかねない実態があることから、そのバランスをどうとるかという議論が行われた。

議論の中で何か具体的な解決策のような結論というべきものに到達したわけではなく、またいずれにせよ現行のコードや 2027 年の改訂コードの範囲内ということにはなるが、極力、アスリート保護の視点にもたった情報開示の在り方を検討することの重要性が確認された。

またあるセッションにおいて調査員が、結果管理規程の履行により、二審にあたる JSAA のアンチ・ドーピング仲裁における仲裁人リストに登載できる候補者が減っているという状況を指摘の上、コンサルテーションフェーズにおける議論や、その他履行に際しての助言があったら教えて欲しいと発言した。

しかし、これに対するコード改訂担当者の回答は、懸念は理解するし他国においても同様の悩みを持っているのではないかと推察するものの、ドラフトチームにおいて現状あまり議論されていない、というものだった。

この点は、我が国において引き続き工夫をして望むとともに、問題意識をより発信していく必要もあるように思われる。

また、ISTUE の改訂に際し、上訴審における TUE の判断において、パネルの一人に医師を入れるようにとの推奨事項が入る、という情報を得た。この点も、我が国において今後対応を検討していく必要がある。

その他、参加していた各国における関係機関の担当者等と交流を図り、特に、上記のとおりウェブ面談をした **Sport Integrity Commission New Zealand** における担当者とも改めて直接会い、今後の人員交流も含めた協力関係の構築に向け、人的関係を強化することができた。

第5 日本への示唆

1 ドーピング仲裁人リストのあり方

JSAA では、2021 年 1 月 1 日から、ドーピング仲裁人リストを策定したが、①運営上の独立性の担保、②多様性の確保という 2 つの課題がある。

この点、オランダにおいては上記のとおり、独立性を担保するとともに、多様性についても、そのパネルのバックグラウンドの点において確保することを実現させようとしている。

一方、JSAA において、運営上の独立性の担保については、現在進めているリスト改訂に際し、履行することができている。ただし、履行に伴い登載できる候補者の人数がほぼ半減する見通しである。現在のアンチ・ドーピング事案の数を前提とすれば、半減した人数でも対応は可能と思われるが、さらにリスト登載者の減少や事案数の増加が生じると、事案処理に支障をきたすリスクが発生することもあると否定できない。

上記のとおり、WADA は必ずしもこの問題を明確には認識していなかった様子だが、iNADO のワークショップにおいてブラジルの関係者から独立性維持に腐心している旨の発言があったことをみても、他国においても、同様の問題が生じていたり、今後生じたりすることは多分に考えられる。そのため、引き続き WADA における議論の有無や状況に注視するとともに、広く他国の状況や対応例を継続してリサーチすることが必要となると思われる。

またこのように独立性の担保が容易でない状況を前提とすると、多様性の確保はさらに難しくなる。理想的には、ジェンダーバランスを確保した上で、さらにバックグラウンドにおいても多様性を確保したいが、現状、全員法律家であり、その殆どが男性である。

ただ、上記のとおり、TUE の判断にあたっては医師の関与が推奨される可能性が高い。今般の JSAA におけるリスト改訂において今のところ法律家以外の候補者の獲得の目処はたっていないが、引き続きオランダとコミュニケーションをとったり、他国の例をさらに調査し参考にしたりするなどしながら、公募の方法の検討を含め、工夫を要する。

2 仲裁人の専門性の向上

(1) 派遣研修の必要性

JSAA においては、2021 年の現行 WADC の発行後、事件係属は 2 件であり、事案を担当した仲裁人の数もドーピング紛争仲裁人リスト 28 名中 6 名という状況である。

このように、JSAA におけるアンチ・ドーピング規則違反事件の件数が少なく、仲裁人候補者が事案を経験する機会が限られていることから、仲裁人の専門性を控除させる上では、現在又は将来の仲裁人候補者に対し、アンチ・ドーピング規則違

反事件の取り扱いがある他の仲裁機関等において、実地研修を積んでもらい、派遣者の知見を高めてもらうとともに、当該知見に基づいて現在又は将来の仲裁人候補者の教育・研修を担ってもらうことが有益である。

今年度は、他の仲裁機関等における派遣研修の実施には至らなかったが、複数の機関と派遣研修の受入可能性についての連絡・協議を行った。以下では、候補機関の候補と想定される研修の概要を説明する。

(2) 派遣研修の候補機関

ア DAN (オランダ、カペレ・アーン・デン・エイセル)

(ア) 候補機関名称 : Doping Authority Netherlands

(イ) 住所 : Barbizonlaan 55 2908 ME Capelle aan den IJssel

(ウ) 機関の概要

候補機関は、オランダにおける NADO である Doping Authority Netherlands である。オランダでは、各競技団体が採択したアンチ・ドーピング規則が適用規則とされており、NADO は、結果管理のプロセスにおいて、①分析結果の資料等をまとめて、規律手続の訴追者となる競技団体に提出する役割、②規律手続において、聴聞パネルにおいて、NADO としての意見を述べる役割を担っている。Doping Authority Netherlands は、判断例調査と詳細な検討を行い、事実とアンチ・ドーピング規則の適用についての意見を提出することで、アンチ・ドーピング規則の適正な適用の実現に寄与している。

Doping Authority Netherlands とは実地面談調査の際に、派遣研修先としての受入可能性に関する協議を行い、受入れについて前向きな反応を既に得ているところである。Doping Authority Netherlands としても、結果管理の担当人員は少なく、法的論点について判例データベースを利用したリサーチを担当する専門家のサポートを受けるニーズがあるとのことであった。

(エ) 研修内容

- ・規律事件の法的論点の検討
- ・上記法的論点について判例データベースを利用したリサーチ
- ・Doping Authority Netherlands が提出する意見書の作成補助
- ・規律事件の審問の隣席

(オ) 想定期間 : 3 から 6 ヶ月

候補機関の反応、法的論点の検討、判例データベースを利用したリサーチといった WADC2021 や他の機関と整合した意見書(及び判断)を出す上で、重要な業務に関与できることから、派遣期間は、できるだけ長期とすることが想定される。

イ ISR (オランダ・ヒルフェルスム)

(ア) 候補機関名称 : Instituut Sport Rechtspraak

(イ) 住所 : Utrechtseweg 47a 1213 TL Hilversum

(ウ) 機関の概要

Instituut Sportrechtspraak (ISR) の詳細については、上述のとおり、オランダにおける調査及び紛争解決サービスの提供機関である。

アンチ・ドーピングにおいては、上述のとおり、①Prosecutor、②第一審パネル、③第二審パネルという3つの機能を果たしているため、アンチ・ドーピング結果管理の複数の立場からの経験を詰めるという意味で、研修受入先としての適格がある。

ISR とは、実地面談調査の際において、派遣研修先としての受入可能性に関し、協議をしており、継続的に協議ができる関係を構築している。

ただし、研修中の各書面による言語は、オランダ語になる予定である。

(エ) 研修内容 :

- ・ 訴追事件の調査・訴追の補助及び検討
- ・ 規律事件の法的論点の検討
- ・ 規律事件の審問の隣席

(オ) 想定期間 : 1 から 3 ヶ月

ウ IPC (ドイツ・ボン)

(ア) 候補機関名称 : 国際パラリンピック委員会 (ドイツ・ボン)

(イ) 住所 : Dahlmannstraße 2, 53113 Bonn, Germany

(ウ) 機関の概要

候補機関は、パラリンピックスポーツにおける結果管理機関である国際パラリンピック委員会である。国際パラリンピック委員会は、Independent Anti-Doping Tribunal を設置しており、同 Tribunal に所属するメンバー3名によって規律手続のパネルが構成されている。Independent Anti-Doping Tribunal は、パラリンピックスポーツにおけるアンチ・ドーピング規則違反の判断を下している。

Independent Anti-Doping Tribunal の手続は、Procedural Rules of the Independent Tribunal に基づいて行われる²¹。また、Independent

²¹ IPC, Procedural Rules of the Independent Tribunal

https://www.paralympic.org/sites/default/files/2024-04/IPC%20Anti-Doping%20Code_Appendix%20A_Anti-Doping%20Tribunal%20Rules.pdf (2025.03.28 アクセス)

Anti-Doping Tribunal の候補者リストは、20 名から構成される²²。

国際パラリンピック委員会とは、電子メールの交換や WADA Annual Symposium の実地の場合において、派遣研修先としての受入可能性に関し、協議をしており、継続的に協議ができる関係を構築している。次年度以降、派遣研修先としての受入可能性をさらに協議する予定である。

(エ) 研修内容：

国際パラリンピック委員会において研修を実施する場合は、事案管理を行う担当者を補助する業務を行うことが想定され、具体的に経験を詰む業務としては、以下が想定される。

- ・アンチ・ドーピング違反疑い事案について当事者との連絡の補助
- ・アンチ・ドーピング違反疑い事案についてパネル候補者との連絡の補助
- ・規律事件の法的論点の検討、補助
- ・Independent Anti-Doping Tribunal の業務補助
- ・規律事件の審問の隣席

(オ) 想定期間：1 から 3 か月

Independent Anti-Doping Tribunal の体制に鑑み、派遣期間は、短期になることが想定される。

エ STNZ (ニュージーランド・ウェリントン)

(ア) 候補機関名称：Sports Tribunal of New Zealand

(イ) 住所：Harbour City Centre, Level 1, 29 Brandon Street, Wellington 6011

(ウ) 機関の概要

候補機関 Sports Tribunal of New Zealand (STNZ) は、2003 年に設立されたニュージーランドにおけるスポーツ仲裁機関である。STNZ は、2006 年 Sports Tribunal 法により、アンチ・ドーピング規則違反について、ニュージーランドにおける第一審の聴聞パネルとして審理する権限を有している。なお、ニュージーランドにおいては、第二審については、国際レベルの競技者に加えて、国内レベルの競技者の競技者についても、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) に上訴する仕組みとなっている。

STNZ の手続は、Rules of Sports Tribunal に基づいて行われ、アンチ・ドーピング規則違反の紛争と他のスポーツ紛争が同一の手続の下で行われる形になっている²³。

²² IPC, Independent Anti-Doping Tribunal, <https://www.paralympic.org/antidoping/the-tribunal> (2025.03.28 アクセス)

²³ Sports Tribunal of New Zealand, Rules of Sports Tribunal <https://sportstribunal.org.nz/wp-content/uploads/2024/10/Rules-of-the-Sports-Tribunal->

STNZ は、アンチ・ドーピング規則違反の申立事件も他のスポーツの申立事件も合計 9 名から成る少数の仲裁人候補者リストの仲裁人によって解決している²⁴。

STNZ が 1 年間に扱うアンチ・ドーピング規則違反の申立事件数は、5 件（2023/2024）、5 件（2022/2023）と日本と同程度であるが²⁵、決定文の言語が英語であること、少人数のパネルにより仲裁人に経験を蓄積する実務の効能を分析できることなどから、JSAA にとって派遣研修先候補として適格性の高い機関である。

STNZ とはオンライン面談調査の際に、派遣研修先としての受入可能性に関する協議を開始しており、次年度以降、派遣研修先としての受入可能性を具体的に協議する予定である。

(エ) 研修内容：

STNZ において研修を実施する場合は、事案管理や判例調査等を行う Registrar という名称の役職の担当者を補助する業務を行うことが想定される²⁶、具体的に経験を詰む業務としては、以下が想定される。

- ・アンチ・ドーピング違反疑い事案について当事者との連絡の補助
- ・アンチ・ドーピング違反疑い事案についてパネル候補者との連絡の補助
- ・仲裁パネル事案の法的論点の検討、補助
- ・仲裁パネルの補助
- ・仲裁パネルの審問の隣席

(オ) 想定期間：3 から 6 ヶ月

年間の申立件数が 5 件程度と事案継続が数ヶ月に一度であること、機関としての機能が JSAA と類似しており交流による大きなシナジーが期待できること、言語が馴染みやすい英語であることに鑑み、派遣期間は、できるだけ長期とすることが想定される。

3 第一審レベルのリーガルエイドの創設

2024.pdf (2025.03.28 アクセス)

²⁴ Sports Tribunal of New Zealand, Member of the Panel, <https://sportstribunal.org.nz/members-of-the-tribunal/> (2025.03.28 アクセス)

²⁵ Sports Tribunal of New Zealand, Sports Tribunal Annual Report 2023/2024, https://sportstribunal.org.nz/wp-content/uploads/2023/10/ST-Annual-Report-2022-23-0_2.pdf (2025.03.28 アクセス); Sports Tribunal of New Zealand, Sports Tribunal Annual Report 2022/2023, https://sportstribunal.org.nz/wp-content/uploads/2023/10/ST-Annual-Report-2022-23-0_2.pdf (2025.03.28 アクセス)

²⁶ Sports Tribunal of New Zealand, Registrar of the Sports Tribunal <https://sportstribunal.org.nz/registrar-of-the-sports-tribunal/> (2025.03.28 アクセス)

第3で述べたとおり、オランダ、フィンランド、ニュージーランドでは、アンチ・ドーピング規律手続において、プロボノ弁護士の利用または弁護士費用を補助ないし事後償還する制度が存在していた。また、これらは、競技者等と結果管理機関の側の武器対等の原則やアクセス権の保障といった観点から創設されていた。

日本においても、アンチ・ドーピング規律手続の第一審レベルから利用できるプロボノ弁護士制度または弁護士費用の補助制度を検討すべきである。

4 DXの導入

iNADO におけるワークショップでも WADA のカンファレンスでも、DX の導入・利活用は主たるテーマの一つであった。

また、上記のとおり、オランダにおいても DX の導入が図られている様子が認められた。

我が国においても他国の例も参照しつつ DX の導入を図ることは有益と思われるし、特にドーピングコントロールの分野における DX 導入に伴い、結果管理においても DX を導入する必要に迫られることも考えられる。

5 まとめ

上記のとおり、本調査において、日本への示唆が多数得られた。これらの示唆を今後活かし、適宜我が国の制度の中にも組み込んだり、反映させたりしていくことが望まれる。

結果管理を含むアンチ・ドーピング制度は、国ごとに、前提や背景となる法制度、文化や経済状況が異なる。

またどの国においても、各アンチ・ドーピング機関はそれぞれ、制約や困難を抱えつつ各種国際基準の履行やよりよい制度を模索しており、どの国を模倣すれば足りるというものではない。

そこで引き続き、各国の関係機関との関係を構築・発展させ、互いにコミュニケーションをとって情報を交換し、適宜人員の派遣等も行い、我が国の参考となったり、導入しうる情報や制度を学ぶ機会を継続的に確保することが重要である。

以上